

インフルエンザの定点当たり報告数

インフルエンザは定点把握対象疾患であり、医療機関の中から選定し、協力していただいている定点医療機関からのみ患者数が報告されます。

定点当たり報告数とは、すべての定点医療機関からの報告数を定点数で割った値のことで、言いかえると1医療機関当たりの平均報告数のことです。

厚生労働省・感染症サーベイランス事業により、全国約 5,000 のインフルエンザ定点医療機関を受診した患者数が週ごとに把握されています。長崎県のインフルエンザ定点医療機関は、長崎県内に 70 カ所、長崎市保健所管内に 17 カ所存在します。前述のように、定点当たり報告数とは、このうち1つの医療機関が1週間で何人のインフルエンザ患者を診療したか、を表す数字です。したがって、定点当たり報告数が 3 ならば、1つの医療機関で1週間に 3 人のインフルエンザ患者を診療した、ということになります。

この数字が1以上であれば、その地域は流行レベルに入ったことになり、10以上なら注意報レベル、30以上なら警報レベルの流行となります。警報が解除されるのはこの数字が「10」を切ってからです。

今年は、2016年第46週(11/14 - 11/20)の定点当たり報告数が 1.38 (患者報告数 6,843 人) となり、2016/2017年シーズンで初めて全国的な流行開始の指標である 1 を上回りました。

第46週：都道府県別(1以上)は、沖縄県(8.12)、東京都(1.57)、山口県(1.16)、福岡県(1.08)、の順となっています。全47都道府県で前週の報告数よりも増加がみられました。

(国立感染症研究所HPより抜粋、1部改変)

長崎市、長崎県ともに報告数は、1未満でした。

第47週：2016年第47週の定点当たり報告数は1.79(患者報告数8,843人)となり、第46週の定点当たり報告数1.38よりも増加しました。

都道府県別(1以上)は、沖縄県(9.09)、群馬県(2.33)の順となっていました。38都道府県で第46週の報告数よりも増加がみられましたが、8県では第46週の報告数よりも減少しておりました。

インフルエンザ等の感染予防のために、十分な休息、手洗い、うがいを心掛けてください。

インフルエンザが疑われる症状として、のどの痛みや鼻汁・鼻づまり、発熱、頭痛、筋肉痛、関節痛、全身のだるさ等がみられましたら、早めに医療機関を受診してください。

